

News Letter

第1号

～ 地方独立行政法人への移行について ～

平成 23 年 4 月 8 日発行

長崎市では、新病院の建設を進める中で、医療環境などの変化に対して、柔軟で機動的な経営が確保できるように、市民病院と成人病センターの2つの病院を運営する「地方独立行政法人長崎市立病院機構」の設立に向けた準備を進めています。

平成 24 年 4 月の法人移行に向けて、「もっと情報が知りたい」、「こんなことがわからない」という声にお答えして、今後、職員の皆さんに病院の法人化に向けた状況などをお伝えする情報紙を発行していきます。

◇ 地方独立行政法人とは？

地域において必要な事業で、民間では必ずしも実施されないおそれがある事業を、効率的かつ効果的に実施するために、市が 100%出資して設立する法人です。

法人は、法律上、公共サービスの担い手として、市とは別人格を有する法人として位置付けられます。

* 市とは別人格を有する法人

地方自治法や地方公務員法、職員定数条例等の適用を受けないことから、病院の実情に合わせた人員配置や予算執行などが可能になります。

また、法人の制度は、市民に必要な医療を安定・継続して効率的に提供することができるように、自主性や公共性、透明性を確保するための特徴があります。

* 地方独立行政法人制度の3つの特徴

自主性

- ・ 中期計画や年度計画に沿った自主的運営
- ・ 法人の判断による柔軟な職員採用や配置
- ・ 多様な契約手法の活用等による効率的経営

公共性

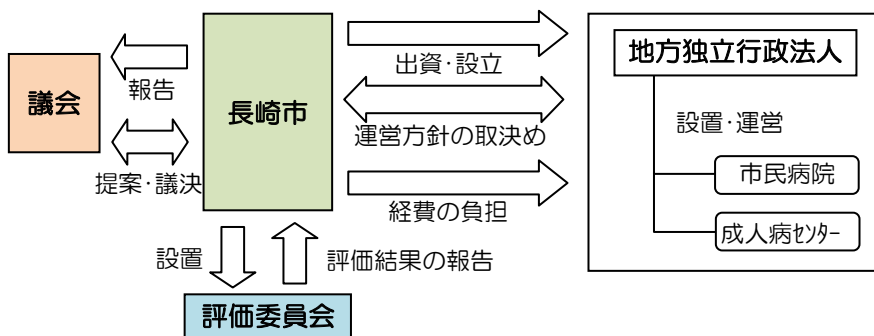
- ・ 不採算医療等に必要経費は市が負担
- ・ 法人が担うべき医療を、市が中期目標で指示
- ・ 中期目標の策定、中期計画認可時に議会の議決が必要

透明性

- ・ 中期計画や年度計画、業績評価等の公表
- ・ 財務諸表の公表

これらの特徴を活かしながら、市が適切に関与することで、法人が医療環境などの変化に柔軟に対応した効果的な運営ができる仕組みとなっています。

法人と市、議会等の関係



【法人設立・病院運営の面から】

法人の設立に当たり、市は 100%出資し、議会の議決を経て、定款を定めます。法人は市との間で、事前に、提供する医療の内容や予算の大枠などの運営方針について、中期目標や中期計画などで取決めを行い、法人はそれに沿って病院を運営します。

病院の運営状況は、市が設置した評価委員会が毎年度評価を行い、評価の結果は、市長及び市議会に報告されることになっています。

【医療提供の面から】

市民病院や成人病センターでは、地域にとって必要な救急医療や災害医療などの政策医療を担っています。法人移行後は、地方独立行政法人が病院を運営しますが、これらの役割は、法人化後も変わりません。

【経費負担の面から】

現在、不採算医療の提供に必要な経費は、法の定めにより、市が負担しています。地方独立行政法人においても、同じ仕組みが法で定められています。

地方独立行政法人への移行についての疑問にお答えします

Q 給与や勤務時間、福利厚生はどうなるのですか？

独法化に伴い、承継される職員の給与、勤務時間、福利厚生等については、職員組合へ次のとおり提案しています。

【給与等について】

給料や手当などについては、法人の経営状況によりますが、移行に際しては、現行どおりとすることで提案しています。つまり、法人に承継される職員の法人移行時の給料については、市職員と同じ給料表などが適用され、手当についても現行制度となります。

【退職手当について】

法人化以前の市職員としての在職期間が通算されます。

【勤務時間等について】

勤務時間や休憩時間を現行どおりとすることで提案しています。

【休暇等について】

職員の勤務時間や年次有給休暇、特別休暇、育児休業などについては、現行どおりとすることで提案しています。

【福利厚生について】

① 社会保険

引き続き地方公務員等共済組合法の適用を受けますので、短期給付（健康保険相当）、長期給付（年金相当）の制度は、現行どおりです。

② 公務災害・通勤災害

引き続き地方公務員災害補償法の適用を受けます。

③ 職員互助会

長崎市職員互助会に継続加入する方向で協議しています。また、掛け金については、従来どおり給料引き去りにしたいと考えています。

④ 長崎市役所職員生活協同組合

長崎市役所職員生活協同組合には、任意で継続加入できるよう協議しています。また、組合費については、従来どおり給料引き去りにしたいと考えています。

Q 独法化後は、雇用保険料を負担するのですか？

雇用保険法に基づき、独法の職員は、雇用保険に加入することとなりますので、保険料の負担が生じることとなります。しかし、一定期間加入後に退職し、再就職できない場合には、自己都合退職や定年退職の場合であっても給付を受けることができます。

Q 独法化後は、厚生年金の適用となるのですか？

承継職員については、厚生年金の適用は受けません。独法の職員は、引き続き地方公務員等共済組合に加入しますので、病気や負傷に対する給付や退職共済金などは地方公務員等共済組合から給付されます。なお、法人化後に新たに採用される職員も同様に地方公務員等共済組合に加入となります。

ご意見をお寄せください

地方独立行政法人への移行について、皆様のご意見を募集しています。独法化に対する素朴な疑問や意見などを「企画総務課」までお寄せください。

独法への移行状況は、病院局のホームページでもお知らせしています (<http://www.nmh.jp/info#2397>)

News Letter

～ 地方独立行政法人への移行について ～
発行：長崎市病院局企画総務課

TEL 822-3251

FAX 826-8798

E-mail byouin_kikaku@city.nagasaki.lg.jp